

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	母子父子寡婦福祉資金貸付事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、母子父子寡婦福祉資金貸付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

横浜市長

## 公表日

令和3年1月21日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付事務
②事務の内容	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年7月法律第129号)に基づき、母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その扶養している児童等の福祉を増進するため、各種の資金貸付を行う。</p> <p>なお、特定個人情報は次の事務に利用している。</p> <p>○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務 当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。</p> <p>○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務 番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、内閣官房の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。</p>
③対象人数	<p>[ 1万人以上10万人未満 ]</p> <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満                      2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	統合番号連携システム
②システムの機能	<p>統合番号連携システムは、中間サーバー、既存業務システム等と連携し、特定個人情報の照会及び提供等の業務を実現する。</p> <p>統合番号とは、本市において一意に個人を特定する団体内統合宛番号のことをいう。</p> <p>個人番号は統合番号連携システムにて管理を行う。</p> <p>(1) 統合番号管理機能 統合番号・個人番号・業務固有番号・4情報(住所、氏名、性別、生年月日)を紐づけて管理する機能。</p> <p>(2) 符号管理機能 符号取得要求を中間サーバーに対して行う機能。</p> <p>(3) 情報照会側機能 特定個人情報の照会業務を行うための機能。</p> <p>(4) 情報提供側機能 特定個人情報の提供業務を行うための機能。</p> <p>(5) 中間サーバー稼働状況確認機能 連携する中間サーバーの稼働状況を確認する機能。</p> <p>(6) 個人番号・統合番号変換機能 個人番号を保有しない既存業務システムのために必要となる番号変換機能。</p> <p>(7) データ連携機能 既存業務システムと中間サーバー間のデータ連携機能。</p> <p>(8) データ変換機能 文字コード及びファイルフォーマットを変換する機能。</p> <p>(9) 職員認証・権限管理機能 統合番号連携システムの利用者を認証し、権限を管理する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[    ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[    ] 住民基本台帳ネットワークシステム                [ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[    ] 宛名システム等                                              [    ] 税務システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他 ( 中間サーバー、既存業務システム )</p>





3. 特定個人情報ファイル名	
母子父子寡婦福祉資金貸付情報ファイル、統合番号連携ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条 別表第一 43項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第34条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【提供】 番号法第19条第7号 別表第二26項及び87項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号ト及び第44条第1号ト 【照会】 番号法第19条第7号 別表第二63項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第34条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども青少年局子ども家庭課
②所属長の役職名	子ども家庭課長
7. 他の評価実施機関	
なし	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
母子父子寡婦福祉資金貸付情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	母子父子寡婦福祉資金の貸付を申請した者
その必要性	母子父子寡婦福祉資金貸付の審査及び決定等を行うために必要である。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ <input type="radio"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="radio"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="radio"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="radio"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [ <input type="radio"/> ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 [ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	その他識別情報・・・福祉保健システム内での他事業を紐づけるため 4情報・・・管理する対象の個人を特定するため 連絡先・・・申請者と連絡を取る際に必要であるため その他住民票関係情報、地方税関係情報・・・貸付審査の際に必要であるため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	横浜市子ども青少年局子ども福祉保健部子ども家庭課 鶴見区福祉保健センター子ども家庭支援課 神奈川区福祉保健センター子ども家庭支援課 西区福祉保健センター子ども家庭支援課 中区福祉保健センター子ども家庭支援課 南区福祉保健センター子ども家庭支援課 港南区福祉保健センター子ども家庭支援課 保土ヶ谷区福祉保健センター子ども家庭支援課 旭区福祉保健センター子ども家庭支援課 磯子区福祉保健センター子ども家庭支援課 金沢区福祉保健センター子ども家庭支援課 港北区福祉保健センター子ども家庭支援課 緑区福祉保健センター子ども家庭支援課 青葉区福祉保健センター子ども家庭支援課 都筑区福祉保健センター子ども家庭支援課 戸塚区福祉保健センター子ども家庭支援課 栄区福祉保健センター子ども家庭支援課 泉区福祉保健センター子ども家庭支援課 瀬谷区福祉保健センター子ども家庭支援課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )
③使用目的 ※	母子父子寡婦福祉資金貸付の審査及び決定のため
④使用の主体	使用部署 横浜市こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課 鶴見区福祉保健センターこども家庭支援課 神奈川区福祉保健センターこども家庭支援課 西区福祉保健センターこども家庭支援課 中区福祉保健センターこども家庭支援課 南区福祉保健センターこども家庭支援課 港南区福祉保健センターこども家庭支援課 保土ヶ谷区福祉保健センターこども家庭支援課 旭区福祉保健センターこども家庭支援課 磯子区福祉保健センターこども家庭支援課 金沢区福祉保健センターこども家庭支援課 港北区福祉保健センターこども家庭支援課 緑区福祉保健センターこども家庭支援課 青葉区福祉保健センターこども家庭支援課 都筑区福祉保健センターこども家庭支援課 戸塚区福祉保健センターこども家庭支援課 栄区福祉保健センターこども家庭支援課 泉区福祉保健センターこども家庭支援課 瀬谷区福祉保健センターこども家庭支援課
	使用者数 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
⑤使用方法	母子父子寡婦福祉資金の貸付審査及び決定並びに貸付情報の管理を行う。 また、業務固有番号だけでなく統合番号と紐づけることで、他のシステムの照会・情報提供や他市町村へ情報照会する際に正確に個人を特定することができ、更なる適正化を行うことができる。
情報の突合	住民基本台帳の情報と申請情報を突合し、借受人、連帯借受人、連帯保証人の居住要件を照合する。地方税関係情報と申請情報を突合し、貸付の可否を決定する。
⑥使用開始日	平成27年10月5日



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 5 ) 件	
委託事項1	運用業務委託	
①委託内容	システムの管理作業及び処理作業等。 ファイルのバックアップ作業、データの一括更新作業などの運用業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、当該作業を安定的に運用することが可能となる。	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑥再委託事項	運用支援業務
委託事項2～5		
委託事項2	保守業務委託	
①委託内容	システムの改修作業等。 プログラムの改修作業などの保守業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、当該作業を安定的に運用することが可能となる。	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑥再委託事項	保守支援業務

<b>委託事項3</b>		オペレーション業務委託
①委託内容	システムの処理実行作業及び監視作業等。 処理の実行、監視などのオペレーション業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、当該作業を安定的に運用することが可能となる。	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑥再委託事項	オペレーション支援業務
<b>委託事項4</b>		データ保管業務委託
①委託内容	データの滅失等に備えたバックアップデータの保管及び保管施設までの運搬。 本市データセンターと同時に被災する可能性が低い遠隔地にバックアップ用データを保管するにあたり、媒体保管のための専用施設及び人員を確保することが可能となる。	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑥再委託事項	データ保管支援業務
<b>委託事項5</b>		帳票印刷業務委託
①委託内容	帳票の印刷作業及び搬送作業。 帳票の印刷業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員及び印刷用設備を確保し、当該作業を安定的に運用することが可能となる。	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	株式会社アイネス	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑥再委託事項	帳票印刷支援業務



## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜横浜市における措置＞

- ・システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。
- ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。
- ・ラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。
- ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。
- ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。
- ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送している。
- ・申請書等の紙媒体については、施錠できる保管庫等に保管している。

＜サービス検索・電子申請機能＞

委託先から送付される電子申請データが入った電子記録媒体についても、紙書類と共に取り扱う。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。
- ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

## 7. 備考

-

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<母子父子寡婦福祉資金貸付情報ファイル>

異動申請PK、異動申請年月日、異動区分、申請理由、貸付停止決定年月日、貸付停止処理年月日、停止区分、継続決定年月日、継続処理年月日、増額貸付決定年月日、増額貸付却下年月日、増額貸付処理年月日、増額却下理由コード、増額却下理由その他、減額貸付決定年月日、減額貸付処理年月日、据置期間変更決定年月日、据置期間変更却下年月日、据置期間変更処理年月日、据置期間変更却下理由コード、据置期間変更却下理由その他、償還猶予決定年月日、償還猶予却下年月日、償還猶予処理年月日、償還猶予却下理由コード、償還猶予却下理由その他、償還金免除決定年月日、償還金免除却下年月日、償還金免除処理年月日、償還金免除却下理由コード、償還金免除却下理由その他、連帯保証人変更決定年月日、連帯保証人変更不承認年月日、連帯保証人変更処理年月日、連帯保証人変更不承認理由コード、連帯保証人変更不承認理由その他貸付金交付停止決定年月日、貸付金交付停止処理年月日、交付停止解除決定年月日、申請取下年月日、債権台帳PK (FK)、Sバージョン、S処理端末、関連者電話番号PK、台帳番号、関連者1\_電話番号1、関連者1\_電話番号2、関連者1\_備考、関連者2\_電話番号1、関連者2\_電話番号2、関連者2\_備考、その他\_電話番号1、その他\_電話番号2、その他\_備考、作成時刻、更新時刻、作成職員所属、作成職員氏名、更新職員所属、更新職員氏名、債権台帳PK、事業ID、台帳番号、履歴番号、履歴枝番、福祉コード、担当区コード、状態コード、貸付申請年月日、貸付決定年月日、貸付却下年月日、貸付処理年月日、貸付不承認理由コード、貸付不承認理由その他、母子寡婦区分、貸付番号、資金の種類、貸付決定額、特別加算額、貸付済額、貸付月額、貸付開始年月、貸付終了年月、申請状態コード、在学証明書受理年月日、学校種別、学年コード、自宅コード、証明書有無、生活資金種別、本籍地、筆頭者名、母子家庭になった理由コード、寡婦区分、年度、児童等本人の貸付、貸付金手払い有無フラグ、貸付金交付年月日、増額開始年月、増額終了年月、増額貸付月額、特別資金区分有無、減額開始年月、減額終了年月、減額貸付月額、交付停止開始年月、交付停止終了年月、停止期間分の減額有無、交付停止分の貸付額、貸付停止区分、貸付停止金額、停止後の貸付額、貸付停止年月、据置開始年月、据置終了年月、償還猶予開始年月、償還猶予終了年月、償還猶予金額、償還免除開始年月、償還免除終了年月、償還金免除金額、償還方法コード、償還回数、償還開始年月、償還終了年月、年利率、1回あたりの償還額、ボーナス償還総額、償還月1コード、償還月2コード、1回あたりのボーナス償還額、償還済額、償還金支払方法コード、繰上償還額、納入義務者区分、総償還額、無利子、完納年月日、償還元金、償還利子、償還無利子、通知年度、通知回数、修正削除事由、履歴削除フラグ、修正不可フラグ、削除不可フラグ、処理種別、作成時刻、更新時刻、作成職員所属、作成職員氏名、更新職員所属、更新職員氏名、償還開始のお知らせ送付年月日、異動申請時の債権台帳PK、資金マスタPK、資金区分、資金コード、資金名1、資金名2、学校種別、生活資金種別、学年コード、自宅コード、横浜市限度額、貸付期間、据置期間、償還期間、年利率、生活資金(一部無利子)無利子月額限度額、生活資金(一部無利子)無利子総額限度額、生活資金(一部無利子)無利子・有利子総額限度額、時効、使用開始年月日、使用終了年月日、資金変更PK、借受人要件変更年月日、納入コード変更有無、借受人情報変更有無、連帯借受人情報変更有無、連帯保証人情報変更有無、借受人送付先情報変更有無、償還金支払方法変更有無、振込用口座情報変更有無、振替用口座情報変更有無、償還要件変更年月日、償還情報変更有無、資金戻入PK、戻入登録年月日、戻入金額1、戻入済額1、戻入年月日1、戻入金額2、戻入済額2、戻入年月日2、戻入金額3、戻入済額3、戻入年月日3、戻入金額4、戻入済額4、戻入年月日4、戻入金額5、戻入済額5、戻入年月日5、戻入金額6、戻入済額6、戻入年月日6、戻入金額7、戻入済額7、戻入年月日7、戻入金額8、戻入済額8、戻入年月日8、戻入金額9、戻入済額9、戻入年月日9、戻入金額10、戻入済額10、戻入年月日10、戻入金額11、戻入済額11、戻入年月日11、戻入金額12、戻入済額12、戻入年月日12、支出命令、戻入処理理由コード、戻入処理理由その他、償還計画PK、回数、納付年月、償還金(元金)、償還金(利子)、償還猶予期間PK、台帳番号、納付年月、帳票出力制御PK、通知年度、通知区分、通知回数、提供情報履歴PK、処理日、引数1、引数2、引数3、コードマスタPK、コード値、コード内容、コード説明、使用開始年月日、使用終了年月日、統合コードマスタ管理PK、分類コードマスタPK (FK)、コードマスタPK (FK)、表示順、分類コードマスタPK、分類コード、分類名称、分類説明、備考情報PK、台帳番号、借受人備考、父子台帳PK、事業ID、父子区分有無、本籍情報PK、事業ID、福祉コード、履歴、本籍地、筆頭者名、削除フラグ

<統合番号連携システム>

- ・個人番号
- ・統合番号
- ・4情報
- ・業務固有番号
- ・自動応答不可フラグ用サイン



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	契約書に添付する個人情報取扱特記事項において、次のとおり規定 ・目的外利用の原則禁止 ・複写、複製の原則禁止 ・作業場所の外への持出禁止 ・再委託の原則禁止 ・資料等の返還 ・事故発生時等における報告 ・研修の実施及び誓約書の提出	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 ・個人情報取扱特記事項 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	提供・移転を行う場合には、番号法、横浜市個人情報の保護に関する条例及び横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱その他関係法令に沿って判断する。市民局市民情報課が、提供・移転の可否及び範囲について、必要な確認を行う。	
その他の措置の内容	アクセス制限により、特定個人情報を操作できる作業者を制限する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○統合番号連携システムの画面において、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条に定められた事務担当者のみ統合番号連携システムを使用できる仕組みを構築する。</li> <li>・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。</li> <li>・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。</li> <li>・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。</li> <li>・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;横浜市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバー等へのアクセス権限を設定する。</li> <li>・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。</li> <li>・住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する。自動応答不可フラグを設定したデータへ情報照会の要求があった場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条に基づき提供が認められている機関及び事務であること</li> <li>その照会の必要性</li> <li>提供する情報の取扱に十分な注意が必要であること</li> </ul> を照会元の機関に連絡、確認したうえで、情報提供の許可権限を持つ業務担当者が情報送信を許可したデータのみ提供する。 </li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</li> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		



リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	別紙のとおり	
再発防止策の内容	別紙のとおり	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
<b>9. 従業員に対する教育・啓発</b>		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<横浜市における措置> 年に1回、特定個人情報保護に関する所属研修を実施する。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	
<b>10. その他のリスク対策</b>		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	<p>横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882</p> <p>鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680</p> <p>神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021</p> <p>西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321</p> <p>中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121</p> <p>南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112</p> <p>港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321</p> <p>保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221</p> <p>旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023</p> <p>磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335</p> <p>金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721</p> <p>港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221</p> <p>緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220</p> <p>青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221</p> <p>都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222</p> <p>戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321</p> <p>栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335</p> <p>泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335</p> <p>瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190 045-367-5635</p>
②請求方法	持参又は郵送による指定様式での書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	横浜市役所こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 TEL 045-671-2390
②対応方法	広聴相談システム等を活用し、適切に対応する。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年1月21日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	



## 過去3年以内に評価実施機関において発生した個人情報に関する重大事故の内容及び再発防止策の内容

公表年月日	内容	件数	再発防止策
1 平成29年12月25日	地域ケアプラザ(指定管理者が運営)において、通所介護送迎時に使用する送迎専用ファイル1冊(139人分)を紛失した。ファイルは直後に隣接する消防署の職員により地域ケアプラザ裏の路上で拾得され、警察に届けられていたため、回収した。	139件	<p>&lt;地域ケアプラザ&gt; 「個人情報保護マニュアル」の改定を検討する。また、送迎を担当する職員は、ファイルの持ち出しはせずに、必要な情報を地域ケアプラザ内で確認する。それに加えて、全職員に事例を共有し、個人情報の取り扱いに対する指導を行い、再発防止を徹底する。</p> <p>&lt;区役所&gt; 地域ケアプラザに対し、個人情報の管理の徹底を指示し、再発防止に向けた研修を行うよう指導した。また、区内のケアプラザと今回の事例を共有し、全職員への注意喚起を要請した。</p>
2 平成30年8月9日	水道局の責任職が、職務上携帯している公用の携帯電話を帰宅途中に紛失した。携帯電話は、セキュリティロックをしていたが、水道局責任職が保有する公用携帯電話の電話番号、メールアドレス、水道局の職場電話番号及び水道局責任職の自宅又は個人携帯電話番号(158人分)が登録されていた。	158件	勤務時間内外における公用携帯電話の管理を徹底するとともに、職務上取り扱う情報についても管理を徹底し、あらためて公用携帯電話を携帯する全職員へセキュリティロックを設定すること等の注意喚起をする。
3 平成30年10月26日	地域ケアプラザ(指定管理者が運営)において、子育て情報の電子メールを送信する際、配信登録している方(123人分)のメールアドレスを、他の受信者のメールアドレスが判別できない方式(BCC)に設定して送信すべきところ、全員のメールアドレスが表示された状態(TO)で一斉送信した。	123件	外部の複数のメールアドレス宛にメールを送信する際は、BCCにメールアドレスを入れることを確実に実施する。また、ダブルチェックの実施について再度周知し、徹底する。
4 平成31年2月25日	「広報よこはま」の配送を受託しているドライバー(再委託者)が当日の配送終了後、配送先(自治会等)の担当者氏名、住所、電話番号等が記載された配送伝票を車に残したまま、事業所に戻らずに自宅近くの駐車場に車を一晩駐車していたところ、車上荒らし被害にあい当該配送伝票を盗まれた。	189件	車から長時間離れる際には、車内に配送伝票を残さないよう徹底するとともに、個人情報の取扱いについて、個人情報取扱特記事項に基づき、適正に運用するよう事業者に対して再度指導した。
5 令和元年9月27日	横浜市プレミアム付商品券事業における子育て世帯分の購入引換券について、世帯主の前住所地向へ誤送付してしまったものがあった。	410件	住所情報を、抽出処理時点の最新ののものにする「更新」の作業が抜けていたことにより、前住所地向が抽出されてしまった。再発防止策として、委託業者と抽出要件を再協議し、今後は更新作業をした上で送付先住所の抽出処理を行うことを確認した。さらに発送前に最新住所情報と照合し、より発送日に近い情報に更新することとした。
6 令和2年1月10日	都筑区役所の職員が、区民向けの公開講座に参加した市民1名に対して、区民活動センターの登録団体の一覧データを電子メールに添付して送信したが、添付したデータに登録団体参加者の個人情報が含まれていた。	255件	個人情報の有無でデータの格納場所を分離し、取り違いを防止するとともに、個人情報を含むデータにはパスワードを設定し管理を徹底する。また、庁外向けにメールを送信する際の運用ルール遵守を徹底し、再発防止に努める。
7 令和2年1月21日	金沢区と協定を結んでいる自治会・町内会について災害時要援護者名簿を作成しているが、名簿登録に当たり新たに意思確認が必要となる対象者の抽出方法に誤りがあり、本人に意思確認をしないまま名簿に登録し住所地の自治会・町内会に提供していた。	779件	災害時要援護者名簿を更新する際には、対象者一人ずつ意思確認の有無を確認した上で行う。また、名簿更新に関する事務を改めて見直し、マニュアルを整備するとともに、マニュアルの遵守を職員に徹底する。
8 令和2年6月8日	とつか区民活動センター(横浜市とNPO法人が協働運営)において、講座情報についての電子メールを送信する際、配信登録をしている団体のメールアドレスを、他の受信者のメールアドレスが判別できない方式(BCC)に設定して送信すべきところ、全員のメールアドレスが表示された状態(TO[宛先])で一斉送信した。	138件	外部のメールアドレスあてにメールを送信する際は、BCC欄にメールアドレスを入れることを確実に実施する。また、ダブルチェックの実施についても再度周知、徹底する。
9 令和2年6月19日	自然体験施設(指定管理者が運営)において、指定管理者が把握する全メールアドレスをメールの本文に記載し、かつ、全ての宛先に送信した結果、メールアドレスと氏名、組織名が流出した。	254件	個人情報の適正な取り扱い及びメールの適正・的確な使用方法について再確認するとともに、研修やダブルチェックによる確認等、再発防止策について指定管理者に改めて指導する。